

台湾植民地統治関係史料

—台湾総督府文書を中心に—

檜山幸夫

はじめに

1996年3月23日、台湾では李登輝総統が民主的選挙によって総統に再選されたが、台湾における民主化の流れは台湾人の台湾人としての目覚めでもあった。戒厳令が解除されてから、台湾の政治は急速な民主化のなかで成長していったが、同時にそれはそれまで圧殺されてきた台湾人の台湾史に対する研究の解放をもたらした。これを象徴するのが、中央研究院における台湾史研究所の設置である。この研究所は、準備室の地位にあるが、近年中には研究所として誕生するのは確実である。一方、台湾史研究の実践として、95年9月から台湾史の歴史教育が開始されることになり、そのために現在台湾史の歴史教科書の編纂に次いでモデル校による教育の実験が進められている。今や台湾史は研究と教育との双方から、着実な成長を遂げているといえよう。

こうしたなかで、日本統治時代の台湾史研究は極めて重要な研究課題となっている。日本の植民地支配の時代を、日拠時代から日治時代と、その表現を変えつつある台湾の歴史学界は、より積極的にこの時代の研究を押し進め、自らの歴史を綴る活力に溢れた躍動的機運に満ちている。それを着実にするために不可欠なのが、日本統治に関する最も重要な史料である台湾総督府文書をはじめとした、台湾統治に関する行政文書の公開と保存であろう。この文書を所蔵している台湾省文献委員会（以下、省文献会と略す）は、数年前からこの文書の中国語への全訳（民国81（1992）年7月から同84（1995）年11月までに『台湾総督府档案中訳本』として第8輯まで出版されている。内容は『台湾総督府公文類纂明治二八年甲種永久第一卷』から、『同明治二八年 乙種永久進退第七卷』までの48簿冊分——文書番号でいうと第一文書から第四八文書である。しかし、1996年省文献会の主任が代ったことと、台湾の歴史研究者の間からこの全文書の中国語への翻訳についての批判を受けてこの事業は中止となり、現在はテーマ別及至分野別に全文書を翻訳するというように、縮小されて翻訳事業そのものは継続されている）や、修復作業、これらの文書のデータベース化の作業も行っている。それが、台湾史研究の発展に大きな影響を及ぼすであろうことは容易に想像されることであり、文書の状況からある程度は必要な処置であるといえよう。しかし、省文献会が行っている文書修復作業やデータベース化には、かなり問題がある。それは、台湾総督府文書がかなり破損していることと紙の劣化が深刻な状況にあるためだが、加えて省文献会が組織上は台湾省政府の行政機関であって、所謂、

文書館や史料館ではないことがある。このため、交流協会日台交流センターは省文献会の要請を受けて、文書の修理・保存・管理についての専門的知識と技術を提供する援助事業を行うことになり、97年1月に省文献会の閲覧組長を日本に招き国立国会図書館で史料保存と管理についての研修を行った。

本稿は、こうした状況を踏まえて、台湾総督府文書を中心に、台湾統治関係史資料の現状と課題について纏めるとともに、これらの文書をいかに歴史研究のなかで用いて行くべきか（特に、台湾植民地史を日本近代史のなかで位置づけきれていない日本史研究者にとって）の試論を探ることを目的としたものである。

I 台湾植民地統治関係史資料の概要

台湾植民地統治に関する史資料としては、(1)行政文書および行政資料、(2)外地機関文書および関係資料、(3)編纂資料および刊行資料とに大別して考えることができよう。(1)の行政文書および行政資料としては、①植民地統治機関であった台湾総督府の行政文書、②台湾総督府による行政資料、③本国政府の文書資料が、(2)としては、①外地機関が作成した文書、②内部資料として作成し配布または回覧した資料、③外部に公表した刊行資料が、(3)の編纂資料および刊行資料としては、①編纂刊行資料、②編纂未刊行資料、③刊行資料、に細分することができる。こうした史資料を、2、3の例を挙げて具体的にみてみよう。

(1)－①の行政文書には、「台湾総督府文書」、「台湾総督府旧県文書」、「臨時台湾土地調査会文書」、「台湾総督府専売局文書」等が、(1)－②の行政資料としては『台湾総督府報』、「台湾総督府民政事務成蹟（續）提要」、『台湾総督府職員録』、『台湾総督府及所属官署職員録』が、(1)－③の本国政府文書としては「公文類聚」、「公文雜纂」、「公文別録」をはじめ外交文書や各省文書がある。

(1)－①では「台湾総督府文書」、「台湾総督府旧県文書」、「臨時台湾土地調査会文書」、「台湾総督府専売局文書」が省文献会に所蔵されている。これらの文書を、一括して「台湾総督府文書」と呼ぶが、「台湾総督府専売局文書」のように未整理のものもあり、今後の整理が待たれている。

(1)－②は、主として中華民国国家図書館台湾分館と省文献会に所蔵されている。『台湾総督府報』（以下、「府報」）は、本国政府の『官報』に該当するものであるが、単独で発行されたものではない。「府報」第1号は、明治30（1897）年1月5日に『台湾新報』第98号の附録として創刊され、翌31（1898）年4月29日の同紙第485号附録として発行された「府報」第284号まで続き、次の号である第285号からは同年5月1日に『台湾日日新報』初刊の附録として発行されていた。『台湾日日新報』の創刊はこの年の5月6日であることから、「府報」に記載されている「台湾日日新報初刊附録」は『台湾日日新報』の創刊と区別するためのものとみられる。「府報」の内容は、およそ「律令」、「府令」、「訓令」、「告示」、「官報抄録」、「辞令」、「彙報」、「公告」、「觀象」等である。このうち法令関係は「律令」、「府令」、「訓令」、「告示」であるが、「律令」、「府令」と一部の「告示」は『官報』にも掲載されている。「官報抄録」は船便で送られたため、お

よそ10日から20日遅れで掲載されている。「辞令」は、高等官の任免・叙位・出張・赴任や勲功・賜金が載せられているものの、教員・巡回・看守等の下級官吏については掲載されていない。ただし、陸海軍軍人は台湾陸軍幕僚長や混成旅団長、聯隊長、海軍幕僚長や艦長について掲載されており、掲載基準は『官報』に準じたものと思われる。「彙報」では、まず官吏発着・官吏死去といった総督府官吏の動静（高等官、本国政府関係者や陸海軍関係者を含む）や領事の赴任や離任、二等郵便電信局長更迭・三等郵便電信局長並びに三等郵便局長辞令など人事に関するものが掲載されている。次いで、文官普通試験規則・台北市区計画委員会規程・三等局集配人および遞送人制服貸与・遞送人夫賃・砂糖樟脑課税斤量限度・警部心得等勤続年限起算方・郵便区組替・官租免除区分といった前述の「律令」等の法令欄からはみ出した一般行政関係規程等が載せられ、さらに、死刑の執行および減刑、「ペスト患者」としてペスト患者数の発生状況を地域および日付別に記した資料をはじめ、訴訟代人登録・訴訟代人所属変更・訴訟代人業務停止・登記件数・破産管財人任命といった民事関係の告示や、外国貨幣換算相場、艦船検疫・郵便小線路開廃・臨時検疫部改廃・紳章還納・医院入院料および薬価や、臨時法院庁舎住所・靖国神社大祭のための軍衙軍隊警備艦臨時休務・神宮暦配付といった案内、月別郵便為替および貯金受払総額や郵便物集配度数といった統計数値等がある。なかには総督府各部署や各地方庁等に知らしめるべきものと判断された民政長官宛県知事等問合事項といったものも含まれている。「公告」は『官報』でも載せられている一般的なもので、「観象」には本島気象・天気概況・天気予報・暴風警報等がある。このように、「府報」は総督府の統治概要を詳細にみるために不可欠な資料といえよう。法律や勅令は、「官報抄録」として『官報』の転載という形をとっていた。このため、「府報」に掲載された法律や勅令は、『官報』を見るほうが便利で正確であるといえよう。もっとも、「府報」には、『官報』に載せられていない訓令が載せられており、その利用価値は少なくない。しかし、前述のように下級官吏の人事についてはほとんどみることはできないことから、『台灣總督府職員録』が必要となる。『台灣總督府職員録』には明治31年に台灣日日新報社から出されたものがあるが、明治期は印刷局が発行していた『職員録甲』が、大正期以降は『台灣總督府及所屬官署職員録』が有効であろう。

「台灣總督府民政事務成蹟（績）提要」（以下、「提要」と略す）は、表1に示したように、第1編の明治28（1895）年分の民政事務成績から第46編の昭和15（1940）年分まで発行されている。第1編は台灣總督府用12行×2朱野紙に筆書されたもので、例言に「明治二十九年六月　台灣總督府民政局」と記されたものが原本となる。この表紙には「秘」と押印され、「台灣總督府文民政事務成績提要　附台灣旧制度考」と墨筆されている。これが明治30（1897）年4月6日に台灣總督府民政局から『台灣總督府民政事務成蹟提要』と題し「前台灣總督樺山伯肖像」の口絵写真を付して印刷発行されたのが一般に流布したものであるが、当初から配付を目的に作成されたものではなかった。「提要」の目的は、「本島統治以来殆ト一週年此間兵馬倥偬当局機關専ラ民心ノ綏撫ヲ圖ルト同時ニ制度風物山川地理等ヲ訪査シ以テ他日施政上ノ参考ニ資セントセリ故ニ施行シタル民政事務成蹟ノ固ニ記セサルモノアリテ存ス是ヲ以テ資料ヲ蒐集シ沿革志稿本ヲ編シ行々且サニ大成スル所アラントス而シテ此編ハ殊ニ提要ヲ主トシ台灣總督府開設以来本年三月ニ至ルマテ民政事務ノ成蹟ヲ記述シタルモノニ係ル其詳細ノ若キニ至リテハ請フ之ヲ

表1 「台湾総督府民政事務成績提要」

書名	例言・序又上申日付	凡例	発行	上申書	ページ数
第1編明治□年度分	M29.6民政局		M30.4.6民政局		71
第2編明治29年度分	M31.7民政局文書課		M31.11.30民政局文書課		319
第3編明治30年度分	民政局文書課		M33.11.21民政局文書課		258
第4編明治31年度分	M34.9		M34.10.28民政局文書課	児玉源太郎總督宛民政長官後藤新平	295
第5編明治32年度分	M35.6	M35.5		児玉源太郎總督宛民政長官後藤新平	275
第6編明治33年度分	M36.3	M36.3		児玉源太郎總督宛民政長官後藤新平	334
第7編明治34年度分	M37.5	M37.5	M37.8.13總督官房文書課	児玉源太郎總督宛民政長官後藤新平	332
第8編明治35年度分	M37.10	M37.10		児玉源太郎總督宛民政長官後藤新平	387
第9編明治36年度分	M38.3	M38.3		児玉源太郎總督宛民政長官後藤新平	492
第10編明治37年度分	M38.11	M38.11		児玉源太郎總督宛民政長官後藤新平	524
第11編明治38年度分	M39.11			佐久間左馬太總督宛民政長官後藤新平	465
第12編明治39年度分	M40.11	M40.11		佐久間左馬太總督宛民政長官祝辰巳	551
第13編明治40年度分	M41.12	M41.12		佐久間左馬太總督宛民政長官大島久満次	555
第14編明治41年度分	M42.12	M42.12		佐久間左馬太總督宛民政長官内田嘉吉	531
第15編明治42年度分	M43.12	M43.12		佐久間左馬太總督宛民政長官内田嘉吉	495
第16編明治43年度分	M44.12		M45.6.28總督官房文書課	佐久間左馬太總督宛民政長官内田嘉吉	407
第17編明治44年度分	T1.12	T1.12		佐久間左馬太總督宛民政長官内田嘉吉	516
第18編大正元年度分	T2.12	T2.12		佐久間左馬太總督宛民政長官内田嘉吉	581
第19編大正2年度分	T3.12	T3.12		佐久間左馬太總督宛民政長官内田嘉吉	561
第20編大正3年度分	T4.12	T4.12		安東貞美總督宛民政長官下村宏	511
第21編大正4年度分	T5.12	T5.12		安東貞美總督宛民政長官下村宏	548
第22編大正5年度分	T6.12	T6.12	T7.3.31民政部	安東貞美總督宛民政長官下村宏	521
第23編大正6年度分	T7.12	T7.12	T8.3.31民政部	明石二郎總督宛民政長官下村宏	616
第24編大正7年度分	T8.12	T8.12		田健次郎總督宛民政長官下村宏	691
第25編大正8年度分	T9.12	T9.12	T10.8.31台灣總督府	田健次郎總督宛民政長官下村宏	722
第26編大正9年度分		T10.12	T11.7.31		742
第27編大正10年度分	T12.3	T12.3	T12.12.31台灣總督府	田健次郎總督宛總務長官賀來佐賀太郎	786
第28編大正11年度分	T13.5	T13.5	T13.11.10台灣總督府	内田嘉吉總督宛總務長官賀來佐賀太郎	839
第29編大正12年度分	T14.12.10		T14.12.25台灣總督府	伊沢喜男總督宛總務長官後藤文夫	829
第30編大正13年度分	S2.3.31	T15.12	S2.3.31台灣總督府	上山滿之進總督宛總務長官後藤文夫	720
第31編大正14年度分		S3.4	S3.10.5台灣總督府		694
第32編大正15年度分		S4.9	S5.4.5台灣總督府		674
第33編昭和2年度分		S5.11	S6.4.1台灣總督府		734
第34編昭和3年度分	S12.3		S13.2.13台灣總督府		705
第35編昭和4年度分	S12.8		S13.10.13台灣總督府		740
第36編昭和5年度分	S13.6		S14.4.8台灣總督府		697
第37編昭和6年度分	S14.2		S14.8.20台灣總督府		692
第38編昭和7年度分	S14.4		S14.11.18台灣總督府		811
第39編昭和8年度分	S14.8		S15.3.4台灣總督府		758
第40編昭和9年度分	S15.2		S15.6.30台灣總督府		822
第41編昭和10年度分	S15.7		S16.3.20台灣總督府		856
第42編昭和11年度分	S16.4		S16.6.25台灣總督府		756
第43編昭和12年度分	S16.11		S17.1.20台灣總督府		882
第44編昭和13年度分	S16.7		S17.2.25台灣總督府		770
第45編昭和14年度分	S16.12		S17.9.1台灣總督府		789
第46編昭和15年度分	S17.8		S18.4.21台灣總督府		847

(注) 明治28年度分に該当する第1編には、編・年度の記載はないことから、編・年度は□で表記した。

(出所) 筆者作成。

沿革志二期セン」⁽¹⁾と、「施政上ノ参考ニ資」することを目的とし、将来「資料ヲ蒐集」して「沿革志」を編纂するとしていることから、本書を「提要」としたとしている。表紙に「秘」が押印されていることから、当初は部内限りとされたものと考えられるが、それが何故、翌30(1897)年4月に印刷されて民政局から出版されたのかは分らない。第2編からは民政局文書課から各年度分の民政事務として発刊されたが、この年度は該当年の4月から翌年3月までの会計年度と同じ年度を採用している。もっとも、これでは他の統計処理との関係で不便であることから、第5編(明治32年度分)より「前編マテハ会計年度ニ依リ記述セシカ今ヤ其轍ヲ更メ一周年ノ事務ニ就テ記述シ会計及土木事務ノ如キ両年ニ跨ルモノニ限り会計年度ニ依ルコト、セリ」⁽²⁾と改められた。

明治31(1898)年度分に当たる第4編から大正13(1924)年度分の第30編までの期間、「提要」は大きく性格を変えている。すなわち、第4編は、「明治三十一年四月ヨリ同三十二年三月ニ至ル台灣總督府民政事務成蹟提要第四編別冊ノ通編成ニ付キ之ヲ左右ニ呈ス只憾ムラクハ當時百事革進ノ際ナルヲ以テ未タ資料ノ体例一ナラサルモノアリ隨テ剪裁亦其ノ宜キヲ得ル能ハス是等ノ改良ニ在リテハ姑ラク之ヲ次編ニ譲ラントス今ヤ本編ヲ呈スルニ臨ミ聊カ茲ニ一言ヲ陳ス」⁽³⁾として、明治34(1901)年9月の日付で後藤新平民政長官から児玉源太郎台灣總督へ呈するという形式に改められたのである。なお、第26編と第31編以降については上申書が付されていないが、上申書がもともとなく總督へ總務長官から呈するという形式がなくなったのか、単純に欠落したためかは分らない。また第31編以降は刊行に若干の問題があった。それまで順調に刊行されていたのが、大正14(1925)年分の第31編は昭和3(1928)年に、大正15年昭和元(1926)年分の第32編が昭和4(1929)年に、昭和2(1927)年分の第33編が昭和5(1930)年に遅れながらも刊行されたが、昭和3年(1928)分の第34編は9年後の昭和12(1937)年に刊行されている。何故、第34編がかくも遅れたのかは分らないが、その後の刊行は昭和12(1937)年に第34編と第35編が、同13(1938)年に第36編が、同14(1939)年には第37編から第39編の3冊が、同15(1940)年には第40編と第41編の2冊が、同16(1941)年には第42編から第45編の4冊が出されている。若干の遅れが出たのは第31編からであったが、この時の總督は、上山満之進であった。また、空白の9年間は、總督でいうと太田政弘、南弘、中川健蔵と、いずれも文官總督であった。總務長官では、高橋守雄、木下信、平塚広義である。編纂刊行が再開されたのは、後期武官總督となる小林躋造(予備役海軍大将)の時で、次の長谷川清總督の時も積極的に編纂刊行されている。「提要」は、台灣台北の成文出版社有限公司より民国74(1985)年に『中国方志叢書』の「台灣地区192」として95分冊の復刻版が出版されたことから、広く研究者の便に供されている。

(1)-③は、台灣總督府と本国政府との関係を記した文書であるが、その中核は内閣関係の文書として国立公文書館が所蔵している「公文類聚」、「公文雜纂」、「公文別録」であろう。台灣領有後は、台灣總督府のなかに外事課が設置されていたことや、イギリス・ドイツ・フランス等の領事館が置かれていたこともあり、台灣および対岸関係の文書として外交文書も重要な史料となる。台灣總督は、委任立法権を持って台灣において強大な統治権を行使したとはいえ、それは決して独占的権力ではなかった。台灣總督府は、あくまでも本国政府の管轄下に置かれ、

律令や府令も台湾総督府を管轄する本国政府機関たる主務大臣および主務省の指揮をうけていた。台湾統治の初期には、内閣に設置された台湾事務局（総裁は内閣総理大臣）をはじめとして、拓殖務省や内務省と所轄官衙は目まぐるしく変わったものの、いずれも基本的には本国政府の監督指揮を受けなければならなかつた。

この点を、総督府官制の変遷からみると、明治28（1895）年6月14日に台湾事務局が設置され、監督は台湾事務局総裁が掌握することになったが、翌29（1896）年3月31日に拓殖務省が設置されて、主務大臣は拓殖務大臣となる。その後、30（1897）年9月1日に拓殖務省が廃止されて、内閣に設置された台湾事務局に移管されて内閣総理大臣の監督を受けることになったが、31（1898）年2月9日主務大臣は内務大臣に代わつた。明治43（1910）年6月22日、再び内閣に設置された拓殖局が管掌することになり内閣総理大臣の監督下におかれたが、大正2（1913）年6月13日さらに「内務大臣に由り内閣総理大臣」と変更され、次いで同6（1917）年7月31日に内務大臣が削られて内閣総理大臣のみとされた。大正8（1919）年8月20日、台湾総督府の機構改革がなされて、文官総督制が施行されたことから、主務大臣はあらためて内閣総理大臣となり、昭和4（1929）年6月10日拓務省設置に伴い拓務大臣に代わり、昭和17（1942）年11月1日アジア太平洋戦争下での植民地統治方針の大改革である内外地行政一元化が図られ、「勅令所定の事項に限り、内閣総理大臣および各省大臣の個別的行政監督を受ける」⁽⁴⁾ことになり、内務大臣に変更されて終戦を迎えることになった。

もちろん、財政については帝国議会の承認が必要であったことから、台湾総督府は政府委員を議会に送っている。これらのことから、台湾総督府は本国政府や議会との関係のために東京に出張所を設け、総督府官吏を配置していた。こうした事情によって、台湾事務局・拓殖務省・内務省・拓務省や大蔵省等の台湾総督府関係文書が存在することになる。また、1945年の敗戦により台湾からの引揚者を扱った、引揚事務所の文書もあるはずである。しかし、これらの文書の多くは内閣関係文書（国立公文書館）や外交文書（外務省外交史料館）を除き、その所在すら定かになっていない。台湾での史料公開が進むなかで、国内の各省文書の発掘と調査収集、所在目録の作成、該当文書の公開が、日本人研究者に求められた緊急の課題といえよう。

周知のように、台湾総督には律令と呼ばれた法律の効力を有する命令または法律事項を規定した命令を発布する権限が与えられていたが、この根拠となったのが「台湾ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」であった。台湾には、古くから住んでいた先住民族である台湾原住民と明朝末期から移住してきた漢族系住民とが住んでおり、彼らの伝統的文化をはじめ言語・習慣・宗教は日本のそれと全く異なっていた。かかる台湾原住民と漢族系住民とを一視同仁・帝国臣民化するという基本的統治方針による支配は、直ちに実施できるものではなかった。この現実に加えて、日本と台湾との交通・通信手段が貧弱であったことと帝国議会の機能より、帝国の版図とはいへ憲法をはじめとした法令をそのまま適用することは事実上困難であるとの判断から、台湾に対しては例外的処置を講ずることになり、ここに法律と同一の効力を有する律令制定権を台湾総督に付与するという、委任立法権が与えられたのである。この根拠法が、明治29（1896）年3月31日に公布された法律第63号（六三法）である。

六三法は、「台灣總督ハ其ノ管轄区域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得」（第1

条)としていた。しかし台湾総督に委任立法権を与えることは憲法に違反することから、この法律は、3年の有効期限を付けた特別立法として制定された。3年の有効期限が切れた段階で再びこの問題が議会で問題になったが、台湾の事態が大きく変わらなかつたことや国内政局との関係から、その後、明治35(1902)年3月31日まで延長され、次いで同38(1905)年3月31日まで再延長された。時あたかも日露戦争の最中であったためにこの特例処置は39(1906)年12月末までさらに延長された。この時点で改めて台湾における法令適用(憲法適用問題)が議論されたが、島民の状況がこの特別立法を必要としているとの判断に達し、同39(1906)年4月11日法律第31号(三一法と呼ばれた)を以て「台灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ台灣総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得」(第1条)としたものに修正され、明治44(1911)年12月31日までの有効期限を定めて布告された。その後、この三一法は明治44(1911)年と大正5(1916)年の2回延長されたが、その期限切れとなる大正10(1921)年、第44議会において「法律ノ全部又ハ一部ヲ台灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」(第1条第1項)と、従来の考え方と全く逆の発想にもとづいた、台湾にも内地の法律を施行するという法三号と呼ばれた法律第3号が施行された。これにより、台湾総督は施行すべき法律がない場合や第1条の規定に依りがたい場合は「台灣特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ限り台灣総督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得」(第2条)という条件のもとでのみ律令を発布できるというように、総督の委任立法権は大幅に縮小された。これは、実質的な内地延長主義の第一歩といえよう。この法三号には、有効期限は付けられてはいない。

もちろん、いかに内地延長主義の第一歩であるとはいえ、依然として委任立法権を認めていることから、その根底には内地と外地とを差別する考えがあったことはいうまでもない。この委任立法権の考えは、内地と植民地たる外地との間に、一律に法令を適用することを禁じているからである。このため、台湾に法令を適用するには、台湾を対象とした法令を新たに制定しなければならなかった。たとえば、日中戦争が起り戦時特別税を設けて戦費を獲得せんとした政府は、昭和12(1937)年8月11日に勅令第419号で「北支事変特別税法」を公布したが、その際この特別税を台湾住民にも課すこととし、別に勅令第421号を以て「台灣北支事変特別税令」を定めている⁽⁵⁾。次いで、戦争の拡大に伴い翌13(1938)年4月1日に法律第51号として「支那事変特別税法」を設け、これを受けて「台灣支那事変特別税令」を創設している⁽⁶⁾。このように、内外地に共通する政策を行う場合でも単一の法令を施行することはできなかった。

台湾総督は、六三法・三一法・法三号により、法律と同一の効力を有する律令制定権(委任立法権)を持っていたとはいえる、総督そのものに本国政府から独立した特別の独占的権限が与えられていたわけではない。六三法では、律令を発布するには「台灣總督府評議會ノ議決ヲ取り拓殖務省大臣ヲ經テ勅裁を請フヘシ」(第2条)とされ、三一法と法三号でも「主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ」(三一法は第2条、法三号は第3条)とされていた。このため、台湾総督が律令を施行するに際しては、事案により主務大臣に稟申し主務省の同意と、勅裁を請うための閣議の承認が必要となっていた。主務大臣や主務省には、台湾事務局と総裁、拓殖務省・内務省・拓務省と各大臣があり、それを経なければならなかつたのである。

これらの関係を、明治31(1898)年律令第16号として公布された「台灣總督府法院条例」(改

正)を例に、制定・公布までの経過をみると、同年5月7日に台湾総督府法務課で立案された「法院条例改正ノ件」は、大島久満次法務課長から児玉源太郎台湾総督に提出され、これを受けた児玉総督は台湾総督府評議会に送り、同12日修正を加えて可決し、同16日にこの評議会修正案と内務大臣への稟申書案を決裁し、即日内務大臣に送付している。台湾総督の稟申書を受け取った内務省は、総理大臣と司法省とで協議し、5月20日頃には司法省は台湾の司法事務を司法大臣の直轄にせんとの意嚮を示し、首相もそれに同調し、政府部内もその方向で纏まつていった。これに対して、台湾の特殊性を強調する総督府が台北と東京出張所から激しい巻き返しを行い、その結果、司法省による台湾の司法機関の管轄というこの修正案は廃案となる。しかし、総督府の法院条例改正案に基本的に不満を抱いていた内務省は、総督府の改正案が法院を地方法院と覆審法院の2審制に改める改組案を提案していたことに反対して、元の地方法院・覆審法院・高等法院の3審制案を提示し、さらに総督府が「本島ノ状態ニ不必要」として導入に反対していた地方法院合議制案を提案するといったように、総督府と内務省とは真正面から対立していく。この法院条例改正問題については、東京出張所に詰めていた石塚英蔵参事官が内閣や内務省との折衝にあたっていたが、児玉総督の積極的な働きもあり、大筋で総督府案通りに改正されることになる。だが、そのためには執拗な内務省の抵抗に抗していかなければならず、部分的な条文の訂正や削除を妥協として受け入れざるを得なかつた。

こうして、総督府と内務省との間での合意が成立し、板垣退助内務大臣から閣議請議された「台湾総督府法院条例改正案」は閣議決定されて、7月16日に大隈重信首相より天皇に上奏され裁可を経て、律令第16号として布告されることになった⁽⁷⁾。

さて、この事例を文書史料という視点からみると、次の点が問題となる。ここでの主要な文書としては、法院条例改正案と台湾と東京との交信記録、台湾総督府評議会文書、総督府および総督府東京出張所と内閣・内務省・司法省との交渉記録をあげることができる。条例改正案では、総督府の原案・修正案・再修正案、総督府評議会答申案・修正案・再修正案、司法省の修正案、内務省の修正案と修正指示書、閣議書、上奏書があったことになろう。このなかで、現在確認できるのが、総督府案および評議会案と内務省案概要書、閣議書と上奏書である。前の3案は、「台湾総督府文書」に綴られており、後の2案は「公文類聚」に綴られている。また、条例改正案以外の文書では、台湾と東京との交信記録のなかの東京出張所から送られた文書および電報類や、東京に発した総督府の電報文案が、いずれも「台湾総督府文書」に綴られている。これらの文書を合わせると、およそは解明することができる。しかし、東京出張所の史料や内務省と司法省の関係史料については、所在はもとより現存しているのか否かをも含めて分らない。このため、詳細を知るにはかかる史料の発掘が必要となろう。

このように、総督が律令を発布するといつても独断で行うことはできず、なかでも主務大臣や主務省との協議と合意が必要であった。その主務省も、決して形式的な存在ではなく、総督府と厳しく対立しながら主務省としての考えを推し進めんとする。かかる関係から、台湾総督府文書には、狭義の「台湾総督府文書」と、本国政府関係の文書史料を加えた広義の「台湾総督府文書」とがあるといえよう。その意味から、台湾統治を詳細にみるには、台湾総督府文書だけでは不充分であり、今後の課題としては各省における組織的な史料所在調査が求められて

いるといえよう。

(2)の外地機関文書および関係資料としては、台湾拓殖株式会社や台湾銀行の文書や関係資料を挙げることができる。前者は省文献会が所蔵し、後者は台湾省政府の台湾銀行が引き継いで所蔵している。前者については、本書の別稿で述べたので省略するが、後者の「台湾銀行文書」はほとんど公開されていないため、詳細は明らかにされていない。今後の台湾の研究者の努力に期待されているといえよう。

(3)-①の編纂刊行資料としては、『台湾統治概要』、『台湾総督府警察沿革誌』、『理蕃誌稿』、『台湾憲兵隊史』などがある。周知の如く、『台湾統治概要』は正確には『昭和二十年 台湾統治概要』というもので、昭和20(1945)年に編纂された。まさしく台湾総督府による台湾統治に関する総括書であり、台湾統治を最末期まで記述した重要な資料といえる。本書は、1973年に原書房から復刻版が出されている。

『台湾総督府警察沿革誌』は、「台湾統治の成功史は、即ち、警察官の遺烈史と云ふ」べきことから、「精忠、護国の鬼と化せる幾多先人の偉業をして不朽に伝へられむことを」⁽⁸⁾として編纂されて、第1編が台湾総督府警務局から昭和8(1933)年12月15日に発行された。第1編が1冊、第2編が上巻・中巻・下巻の3冊、第3編が1冊の計5冊で、発行の順番は、第1編の後は、昭和9(1934)年12月17日に第3編の警務事績篇が、次いでかなり遅れた同13(1938)年3月31日に「領台以後の治安状況」として纏めた第2編の上巻が、同14(1939)年7月28日に第2編「領台以後の治安状況」の中巻として「台灣社會運動史」を、同17(1942)年3月29日には第2編「領台以後の治安状況」の下巻として「司法警察及犯罪即決の変遷史」を発行している。該書は、1986年に緑蔭書房から復刻されている。

『理蕃誌稿』は、正確には、台湾総督府民政部蕃務本署編纂『台湾総督府理蕃誌稿』第1編であるが、総督府と地方庁の理蕃沿革を編纂せんとし、明治44(1911)年6月22日に刊行された。その後「第一編ヲ刊行シタリ頃第二編稿ヲ脱セシヲ以テ第一編ト合セテ之ヲ梓ニ上セ以テ治術ニ資セン」⁽⁹⁾として、大正7(1918)年に台湾総督府警察本署から刊行された。第1編は、領台から明治42(1909)年までの理蕃沿革を記述したものであり、第2編は上・下2巻に分けられ、上巻で明治42(1909)年10月から大正3(1914)年の「一般蕃政ノ推移」を、下巻で明治43(1910)年のガオガン方面隘勇線の前進から大正3(1914)年の太魯閣蕃討伐までを叙し、大正10(1921)年に台湾総督府警務局から刊行された。第4編は、大正4(1915)年から同9(1920)年の理蕃沿革の概要を記したもので、昭和7(1932)年に台湾総督府警務局から刊行されている。第5編は、大正10(1921)年から昭和元(1926)年の理蕃沿革の概要を記述したもので、昭和13(1938)年に同じく警務局から刊行されている。各編の記述の方法の違いは、まさに台湾原住民支配の推移を現しているといえよう。該書は、青史社から「南方資料叢書10」として1989年に復刻されている。

『台湾憲兵隊史』は、昭和7(1932)年に台湾憲兵隊から非売品扱いで出版された。行政や警察、教育等と異なり、軍関係資料が少ないなかで、該書の価値は高いといえる。龍溪書舎より、1978年に復刻されている。

(3)-②の編纂未刊行資料としては、「台湾史料稿本」、「台湾史料綱文」、「陸軍幕僚歴史草案」、

「近衛師団軍医部衛生彙報」等を挙げることができよう。このなかで、「台湾史料稿本」、「台湾史料綱文」は総督府が組織的に編纂に取り組んだもので、「陸軍幕僚歴史草案」は台湾守備陸軍幕僚部が日誌の形式の編年体で編纂したものである。

「台湾史料稿本」と「台湾史料綱文」は、明治28（1895）年から大正8（1919）年までの台湾統治25年の歴史を綴った史料である。これは、田健次郎が総督であった大正11（1922）年4月、台湾総督府に台湾総督府史料編纂委員会を設置して編纂したもので、総勢で委員29名・幹事4名・評議員33名・編纂顧問20名・書記5名・嘱託5名・雇2名（大正11〔1922〕年7月1日現在）の大所帯であった。もっとも、この編纂委員会による編纂事業は、事業の中心となっていた賀来佐賀太郎総務長官の更迭や、持地六三郎と田原禎次郎の逝去により事業半ばで頓挫して、大正13（1924）年に一度中止されている。この編纂委員会が台湾史料を積極的に収集したことや、領台30年を迎えて「台湾行詰り」⁽¹⁰⁾の打開が唱えられ、事業再開が叫ばれていたことから、川村竹治総督と、河原田稼吉総務長官の時の昭和4（1929）年4月26日に「三箇年継続事業」⁽¹¹⁾として、新たに台湾総督府史料編纂会が設置された。この編纂会によって、「台湾史料稿本」と「台湾史料綱文」が編纂された。それは、タイプによって3部作られ、2部はカーボン紙を用いた複製本で、その1部が国家図書館台湾分館に所蔵されている。編年体で作成された「台湾史料稿本」は、領台25年史を6435項目で綴り、主に「台湾総督府公文類纂」、「府報」、「官報」、「台湾総督府民政事務成績提要」、「台湾時報」、「理蕃誌稿」、「警察通報」、「陸軍幕僚歴史草案」、「近衛師団軍医部衛生彙報」に依拠し、該当箇所をそのままタイプ打ちで記している。この稿本を、994枚のタイプ用紙に纏め、各年1冊に綴ったのが、「台湾史料綱文」である⁽¹²⁾。

「陸軍幕僚歴史草案」は、明治28（1895）年の比志島支隊の澎湖列島占領作戦から明治38（1905）年の日露戦争終結までの台湾陸軍の組織・命令・人事・戦闘詳報を編年式に記述した、極めて詳細な記録である。この史料は、台湾総督府陸軍幕僚が日誌の形式で墨筆で作成したものである。編纂の形式は第10巻を除くと統一されている。編纂した日付は本文末尾に記載された「明治三六年五月 台湾総督府陸軍幕僚印行」（第1巻）により分るだけで、奥付はない。この「印行」を記したのは、第1巻から第3巻までで、それ以降の巻には何ら記載がない。第2巻が明治36（1903）年、第3巻が明治39（1906）年と記されており、第4巻以降はそれより後のものであることしか分らない。第10巻以降は編纂されていないことから、実際の編纂事業は第9巻まで行われ、全く異なった編纂方針にもとづき第10巻を編み、これを以て編纂事業を完了したのではないかと推測される。この編纂の開始が児玉総督の時期であることと、対象となった時期の陸軍兵力が大きく、「土匪殲滅」と「蕃地討伐」が大規模に行われていたこと、その後日常的に記録すべき軍事行動が減少するとともに兵力の大幅な削減がなされ、小規模化した陸軍部隊の行動記録を編む必要性が低下していったこと、これらに伴い詳細な記事の編纂が困難になったことから、編纂事業を中断したのではないかと思われる。もちろん、そこには児玉源太郎という人物の個性があったことはいうまでもないであろう。

(3)③の刊行資料として主なものには、『台湾日日新報』、『台湾協会会報』、『台湾時報』、『台湾教育会雑誌』、『台湾年鑑』がある。このなかで、『台湾日日新報』は、明治31（1898）年5月6日に創刊第1号が発刊され、戦局悪化と物資統制強化のなかで『台湾新報』に統一される昭

和19（1944）年3月31日の第15836号を以て終刊となったが、台灣統治のほとんどの期間を網羅している。『台灣新報』は、日本語版としては昭和20（1945）年10月2日の第561号までが確認できる。なお、『台灣日日新報』は台灣の台北にある五南図書出版有限公司より影印本全220巻が、また東京のゆまに書房からマイクロフィルムで出版されている。だが、五南図書の影印本は元のフィルムの状態が悪いことと、印刷装丁した香港の紀元電腦排版印刷有限公司の印刷が極めて粗雑であることから、大半が読めない悪書で、全く勧められない。

以上のような史資料があり、重要なものについては、台灣史研究が盛んな台灣において積極的な復刻事業がすすめられていることから、今後の台灣史研究の発展に大きく寄与していくものと期待されよう。しかし、台灣統治史の研究においては、何といってもその基礎となる文書史料や行政資料が不可欠であり、その収集と公開および復刻が求められる。早急に復刻していくなければならないのは、行政資料としての『台灣總督府報』と『台灣總督府職員録』であろう。最も重要な行政文書である「台灣總督府文書」が、早急に公開されることが必要であることはいうまでもない。

II 台湾總督府文書

台灣總督府文書は、日本の台灣統治機関であった台灣總督府の行政文書で、所謂植民地文書である。

該文書は、1945年10月25日アジア太平洋戦争の敗戦に伴い台灣總督兼第一〇方面軍司令官安藤利吉陸軍大将が、台灣省行政長官陳儀に降伏した際に中華民国政府に日本財産の一つとして譲渡したものであった。その後、同国政府に残務整理要員として雇用された元台灣總督府職員によって整理され、47年2月20日に台灣省行政長官公署秘書処文書科に引き渡され、53年上旬に省文献会に移管されて現在に至っている。

文書の保管状況についてみると、台灣省行政長官公署秘書処文書科が旧台北州庁舎であった台灣省政府教育庁地下室に保管していた際に、この地下室が水漏れをしており、省文献会が移管された文書を引き取りに行ったときには、多くの文書が水没していたという。該文書の破損の最大の原因是、地下室の水漏れにあった。もっとも、省文献会に移管されたとはいえばその保存状況は決して満足できるものではなかった。秘書処文書科から引き渡された頃は台北市延平南路にあった倉庫に置かれ、次いで1955年8月に台北市長安東路地の倉庫に移され、58年5月には国共紛争のあおりで台北県中和郷の民家に疎開した。さらに72年5月上旬に台中県大里郷の民家に移され、81年6月台中市黎明新村に建設された台灣省政府の合同庁舎勤政楼地下の書庫に移り、92年1月現在の中興新村に建設された台灣文献史料館に移された。かかる度重なる保管場所の移転により、もともと保存状態の悪かった文書はさらに破損した。結局、辛うじて原型を留める程度になったもの、板状や綿状になったもの、腐って大半が消失してしまったもの、黒で真っ黒になったもの、紙の強度が失われ触れるだけで破れてしまうまでに傷ついてしまったものもある。損傷の軽微なものでも、紙質の劣化や変色は進んでおり、これらの文書の修復は緊急的課題となっている。

台灣總督府文書の破壊は、大別すると3回あったといえよう。第1回が水漏れ事故を起こした時で、元省文献会の呉家憲氏によると、省文献会の引き取りがあと半年遅かったらほとんどの文書が潰滅的打撃を受けていたであろうとされ、この時の破損が最も大きいものであったといえよう。第2回は、度重なる保管場所の移転と黎明新村における洋装製本による文書破損である。それでなくとも破損していた文書に、洋装製本を施したために、文書の背に記載されていた文書分類（保存期間）・年・巻数・門が全て裁断されてしまった。その結果表紙の欠落した文書や下辺小口が痛んで判読できない文書では、正確に分類できない状態のものもみられる。また、その際に破損のひどい文書のなかには、当然作業途中で紛失したものもあったと予想されることから、決して小さい破損とはいえないであろう。第3回は、中興新村に移転してから行われ、現在も続けられている破損文書の修復作業である。この修復作業に携わっている担当者には、文書修復の専門家がいないことや、日本語を知っている人がいないことはもとより、修復作業に文書修復の専門家や歴史研究者が係わっていないこと、作業能率を高めるためにとられている労務管理の方法等の要因から、修復という作業を通して結果的に貴重な文書が廃棄されていることを見逃すことはできない。事実、筆者が1994年に調査した文書でみると、その段階では、破損はしていても完全に残っていた文書が、1996年に調査した際には一冊の簿冊のおよそ5分の4以上が廃棄されたものすらあった。この文書の場合、修復後の状態は額縁状態になっており、文書の周辺のみが残され肝腎な文書部分は全く捨てられている。省文献委で行っている文書修復の方法は、原文書（美濃紙による墨筆だが、電報文等では一部洋紙にインクペン筆がある）を中国紙に一枚ずつ貼りつけるという方法でなされている。このため、文書の裏に記されているものは、そのまま紙が貼りつけられて修復後は全く読むことができなくなった。同時に貼付ける紙と貼るための糊の強度が強すぎることから、原文書がこれに耐えられず修復後数年後には新たな破損が懸念される。それより問題なのが、修復作業の工程で、原文書が水没後の影響で張り付いているのを一枚ずつ剝す作業において極めて乱暴に剝すため多くが紙片となって崩れてしまう。その際に、文書の専門家や日本語が分る者がいれば、その紙片を合せることもできるが、それらの専門家のいない裱装屋が修復を行っているためそれらは単なる紙屑として処理されることになり、その結果、額縁状になったり、文書の半分がそのまま捨てられてしまったり、大きな虫食い状態や穴だらけの状態となる。台灣總督府文書は行政文書であるため、法令原案は一般の行政文書と同様な方法で記載される。例えば、立案された法令は、総督の決裁をうける前に様々な修正が加えられるが、その際に修正された条文は原案の上に別の用紙に記載された修正文を貼付して正文化される。つまり、我々は元案文と修正案文とを比較するために両者をみて立案過程（政策決定過程）を知ることができるが、この貼付してあった修正文が捨てられていたり、全く別の箇所に貼ってあるとその過程が分からなくなる。更に、公文書の場合決裁の過程で関係機関の意見が下片の形で記載されたりするが、この下片も同様に捨てられているか全く違う箇所に貼りつけられている。こうした状況から、省文献会で行っている文書修復が、かえって文書破壊を進行させたといわざるをえない。もちろん、修復文書の全てがそうであるというのではないが、保存状態のよくない文書については当面触らないという位の配慮が必要なのではなかろうか。

学問と史料保存という立場から求められるのは、偏狭なナショナリズムを捨て去ることである。修復に伴って必然的に発生する文書の破片の処理には、日本語が分る専門家の協力が不可欠である。現在省文献会がすすめているCD-ROMへの入力も、すでに洋式製本した文書を裁断して文書をばらして複写する方法がとられており、その責任者は有能な技術者であっても、その作業に携わる人がそうではないとするならば、極めて危険な作業ということになろう。ここでも大きな問題が起こっている。入力前か入力後か判然としない(入力したデータを呼びだそうとしたが設計ミスの為に作動しない)が、文書修復の場合と同様にこの段階でも文書に番号すら付けていないため綴りの順番に間違いが生じている。なかには、綴り違いが簿冊全体におよんでいるため原文書の状態にもどすことが困難になっているものすらある。いずれにせよ、これらの問題は初步的な原因であることから、早急に対処することは可能であろう。このためには、国境と民族の壁を越えた専門家による協力体制の確立が必要となる。これらの文書の修復には、日本の研究者と文書修復の専門家の協力が必要で、早急に日台の協力関係を築き上げることが求められていよう。

省文献会が所蔵している台湾総督府関係史料のなかで、最も重要なのが台湾総督府文書である。そのなかで、総督府による統治政策の意思決定を綴った最上級の文書が「台湾総督府公文類纂」であるが、このなかには永久に保存される「永久保存」文書と保存年限が定められている有期保存文書の「十五年保存」、「五年保存」、「一年保存」とがある。総督府の各部局文書としては、土木局・糖務局・臨時台湾土地調査局の文書や高等林野調査委員会文書があり、廃県となった各県文書としては台北県・台中県・台南県・新竹県・台東県・鳳山県がある。この他、進退原義・国庫補助・指令番号簿・税賦課関係・類別目録・収発件名簿・記録件名簿や、総督府がかかわった土地関係の文書も残されている。これらの文書を文書学上の分類で、「台湾総督府文書」というが、これに含まれない文書として、総督府から独立した機関として文書を個別に作成・保存していた「台湾総督府専売局文書」や「台湾拓殖株式会社文書」がある。

「台湾総督府文書」を纏めると、表2のようになる。なお、冊数は簿冊を、括弧内は省文献会における所蔵番号を指している。

この「台湾総督府文書」(詳細は、『台湾総督府文書目録』第1巻〔ゆまに書房、1993年〕の解説に書いておいたので参考されたい)のなかで、明治28(1895)年から昭和9(1934)年までの「公文類纂」をみると、表3「台湾総督府公文類纂」のようになる。この表では、巻数と冊数に違いがあるが、その原因是、第1が巻数より冊数が多い場合で、これは同一の巻に複数の文書があることを、第2は巻数が冊数より少ない場合で、これは省文献会が受け入れて整理する前の段階で紛失していたことを示している。第1の場合の事例は、明治29(1896)年の甲種永久が表3では第1巻から第14巻まで15冊あることになっていることである。これは総簿冊番号第59文書および第60文書がそれぞれ「明治二九年台湾総督府公文類纂第四卷ノ甲」と「明治二九年台湾総督府公文類纂第四卷ノ乙」に分かれていることにある。第2の場合の事例として、明治30(1897)年乙種永久をみると、簿冊からは第1巻から第47巻があることになっているが、実際には「明治三〇年台湾総督府公文類纂第二八卷」が紛失している。

1994年の台湾では、この紛失文書が大きな問題となっていた。台湾の新聞や歴史家のなかに

表2 省文献会が所蔵する台湾総督府文書

永久保存台湾総督府公文類纂	※4194冊 (00001~04193)
永久保存台湾総督府公文類纂	2595冊 (10343~12937)
永久保存台湾総督府公文類纂総目録	79冊 (08726~08804)
十五年保存台湾総督府公文類纂	2916冊 (04486~07401)
十五年保存台湾総督府公文類纂	309冊 (12938~13246)
十五年保存台湾総督府公文類纂総目録	41冊 (08805~08845)
五年保存台湾総督府公文類纂	88冊 (13678~13765)
一年保存台湾総督府公文類纂	4冊 (13766~13769)
土木局公文類纂	22冊 (13619~13640)
土木局公文類纂総目録	1冊 (13618)
糖務局公文類纂	11冊 (13642~13652)
糖務局永久保存総目録	1冊 (13641)
臨時台湾土地調査局公文類纂	292冊 (04194~04485)
臨時台湾土地調査局永久保存総目録	1冊 (09093)
臨時台湾土地調査局永久保存進退総目録	1冊 (09094)
高等林野調査委員会公文類纂	91冊 (09878~09968)
台北新竹台中嘉義鳳山台東旧県総目録	1冊 (09095)
台北県公文類纂	218冊 (09096~09313)
台中県公文類纂	95冊 (09314~09408)
新竹県公文類纂	42冊 (09571~09612)
台東県公文類纂	8冊 (09613~09620)
鳳山県公文類纂	22冊 (09621~09642)
嘉義県公文類纂	21冊 (09643~09663)
台南県公文類纂	162冊 (09409~09570)
台南県公文類纂	213冊 (09665~09877)
台南県書類総目録	1冊 (09664)
進退原義公文類纂	297冊 (10046~10342)
国庫補助永久保存	362冊 (13247~13608)
指令番号簿	77冊 (09969~10045)
税賦課徵収条例	1冊 (13609)
市街庄税賦課徵収条例	7冊 (13610~13616)
州庁税定期調査成績表	1冊 (13617)
収発件名簿	1007冊 (07402~08408)
記録件名簿	317冊 (08409~08725)
官有地一筆限調査書	5冊 (13653~13657)
土地申告書	5冊 (13658~13662)
土地業主査定名簿	5冊 (13663~13667)
民有大租名寄帳	5冊 (13668~13672)
大租權補償金台帳	5冊 (13673~13677)
合計	1352冊

※ 所蔵番号と簿冊数が異なるのは、簿冊が1冊追加されたことによる。

(出所) 筆者作成。

表3 台灣總督府公文類纂

年 度	文書種類	卷 数	冊数	合計冊數
明治28年	甲種永久保存 甲種永久官房 乙種永久 乙種永久保存官房 乙種永久保存進退 永久追加	第1卷～第10卷 第1卷 第1卷～第28卷 第1卷～第2卷 第1卷～第9卷 第1卷～第4卷	10 1 28 2 9 4	54冊
明治29年	甲種永久 乙種永久 乙種永久 永久追加 永久保存追加	第1卷～第14卷 第1卷～第31卷 第1卷～第11卷 第1卷～第4卷 第1卷～第2卷	15 32 13 4 2	66冊
明治30年	甲種永久 乙種永久 乙種永久保存 永久追加 甲乙追加 甲乙追加 永久保存進退	第1卷～第25卷 第1卷～第47卷 第1卷～第19卷 第1卷～第12卷 第1卷～第10卷 第1卷～第10卷 第24卷	25 46 19 12 15 15 1	133冊
明治31年	甲種永久 乙種永久 甲乙永久 追加永久 乙種追加永久	第1卷～第20卷 第1卷～第56卷 第1卷～第18卷 第1卷～第4卷 第1卷～第12卷	21 56 17 4 12	(109冊) 110冊
明治32年	甲種永久 乙種永久 甲乙永久 永久追加 進退永久	第1卷～第21卷 第1卷～第52卷 第1卷～第3卷 第4卷～第30卷 第1卷～第21卷	21 52 3 27 21	124冊
明治33年	甲種永久 乙種永久 乙種永久追加 永久保存 永久保存追加 進退永久	第1卷～第15卷 第1卷～第38卷 第1卷～第16卷 第17卷～第37卷 第38卷 第1卷～第19卷	15 38 16 21 1 17	108冊
明治34年	甲種永久 乙種永久 追加永久 進退永久 永久保存	第1卷～第19卷 第1卷～第62卷 第1卷～第22卷 第1卷～第23卷 第1卷	19 62 22 23 1	127冊
明治35年	甲種永久 乙種永久 永久 進退永久	第1卷～第16卷 第5卷～第63卷 第2卷～第29卷 第1卷～第20卷	14 43 20 18	95冊
明治36年	永久保存 永久追加 永久進退追加	第1卷～第79卷 第1卷～第25卷 第1卷～第23卷	78 25 23	126冊

年 度	文書種類	卷 数	冊数	合計冊数
明治37年	永久保存 進退永久 永久保存	第1巻～第83巻 第1巻～第22巻 第1巻～第18巻	83 22 18	123冊
明治38年	永久保存 永久保存進退 永久保存追加 永久保存特殊取扱	第1巻～第74巻 第1巻～第17巻 第1巻～第19巻 第1巻～第2巻	66 17 19 2	104冊
明治39年	永久保存 永久保存 永久保存追加 保存特殊取扱文書	第1巻～第65巻 第1巻～第18巻 第1巻～第27巻 第1巻～第4巻	67 18 27 4	116冊
明治40年	永久保存 永久保存進退 永久保存追加 永久保存特殊文書	第1巻～第59巻 第1巻～第19巻 第1巻～第16巻 第1巻	59 19 16 1	95冊
明治41年	永久保存 永久保存追加 永久進退（高等官） 永久保存特殊 永久進退（判任官） 永久保存特殊	第1巻～第48巻 第1巻～第10巻 第1巻～第12巻 第6巻～第7巻 第1巻～第12巻 第1巻～第5巻	42 10 12 2 16 5	87冊
明治42年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久保存 永久保存特殊	第1巻～第89巻 第1巻～第12巻 第1巻～第15巻 第1巻～第25巻 第1巻～第5巻	89 13 15 25 5	147冊
明治43年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久保存追加	第1巻～第107巻 第1巻～第12巻 第1巻～第14巻 第1巻～第21巻 第1巻～第3巻	107 12 14 31 3	167冊
明治44年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久保存追加 永久保存特殊	第1巻～第102巻 第1巻～第11巻 第1巻～第12巻 第10巻～第19巻 第1巻～第4巻	102 11 17 10 4	144冊
明治45年 大正元年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久保存追加 永久保存特殊	第1巻～第138巻 第1巻～第10巻 第1巻～第12巻 第1巻～第10巻 第1巻～第2巻	140 10 15 10 2	177冊
大正2年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久保存追加	第1巻～第96巻 第1巻～第11巻 第1巻～第14巻 第1巻～第6巻	86 11 20 7	124冊

年 度	文書種類	卷 数	冊数	合計冊数
大正3年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久保存追加 永久保存特殊	第1卷～第75卷 第1卷～第11卷 第1卷～第12卷 第1卷～第13卷 第1卷～第2卷	83 11 19 14 2	129冊
大正4年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久保存追加 永久保存特殊	第1卷～第103卷 第1卷～第10卷 第1卷～第12卷 第1卷～第3卷 第1卷	102 10 19 3 1	135冊
大正5年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久保存追加	第1卷～第91卷 第1卷～第12卷 第1卷～第12卷 第1卷～第46卷	93 8 16 46	163冊
大正6年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久保存追加	第1卷～第111卷 第1卷～第7卷 第1卷～第12卷 第1卷～第11卷	104 7 13 14	138冊
大正7年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久保存追加	第1卷～第91卷 第1卷～第7卷 第1卷～第12卷 第1卷～第10卷	97 7 15 14	133冊
大正8年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久保存追加	第1卷～第82卷 第1卷～第9卷 第1卷～第12卷 第1卷～第12卷	62 9 8 17	96冊
大正9年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久保存追加	第1卷～第91卷 第1卷～第10卷 第1卷～第12卷 第1卷～第16卷	82 9 17 19	127冊
大正10年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久保存追加	第1卷～第53卷 第1卷～第9卷 第1卷～第12卷 第1卷～第47卷	57 10 15 49	131冊
大正11年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久保存追加	第1卷～第173卷 第1卷～第8卷 第1卷～第11卷 第1卷～第74卷	180 8 11 87	286冊
大正12年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官）	第1卷～第136卷 第1卷～第5卷 第1卷～第7卷	189 9 8	206冊
大正13年	永久保存 永久進退（高等官） 永久進退（判任官） 永久追加〔合冊〕	第1卷～第95卷 第1卷～第4卷 第1卷～第6卷 第1卷	93 8 7 1	109冊

年 度	文書種類	卷 数	冊数	合計冊数
大正14年	永久保存	第1巻～第118巻	135	148冊
	永久進退（高等官）	第1巻～第6巻	7	
	永久進退（判任官）	第1巻～第5巻	6	
大正15年 昭和元年	永久保存	第1巻～第29巻	31	46冊
	永久進退（高等官）	第1巻～第4巻	8	
	永久進退（判任官）	第1巻～第4巻	6	
	保存追加	第1巻	1	
昭和2年	永久保存	第1巻～第17巻	37	53冊
	永久保存追加	第1巻～第4巻	4	
	永久保存	第1巻～第11巻	11	
	永久保存追加	第1巻	1	
昭和3年	永久保存	第1巻～第11巻	11	12冊
	永久保存追加	第1巻	1	
昭和4年	永久保存	第1巻～第12巻	13	14冊
	永久保存追加	第1巻	1	
昭和5年	永久保存	第1巻～第10巻	17	15冊
昭和6年	永久保存	第1巻～第8巻	8	8冊
昭和7年	永久保存	第1巻～第13巻	13	13冊
昭和8年	永久保存	第1巻～第15巻	13	15冊
昭和9年	永久保存	第1巻～第17巻	17	17冊
合 計			4,194冊 (4,193冊)	

(出所) 筆者作成。

は、この紛失が省文献会の責任であるとして問題視する動きもあり、かなり深刻な事態となっていた。しかし、筆者がこれまで15年間省文献会で調査をした限りでは、現在の省文献会がこれらの文書を流失させたとは考えられない。省文献会における厳重な文書の管理体制や、書庫の管理者であった呉家憲氏の該文書に対する姿勢からして、これらは台湾総督府から中華民国政府が引き継いだ際にすでに紛失していたもの、省文献会が受け入れて整理した段階ですでに紛失していたものと、二つの可能性が考えられる。実際に紛失した文書数は分らないが、少なくとも141冊の文書がなくなっていることになる。台湾では、200冊近くが世間に流出していると噂されていることから、かなりの冊数が省文献会に引き取られなかつたのではなかろうか。

1995年、省文献会以外の個人が所有している文書が明らかになり、その内の1冊が全文電子式複写によって写本として省文献会に寄贈された。この文書が、乙種永久の「明治三一年台湾総督府公文類纂第四三巻」である。こうしたことから、台湾で個人が一部の「台湾総督府文書」を持っているとされているのは、確かなことと思われる。

表4は、大正2(1913)年から昭和8(1933)年までの「台湾総督府公文類纂」永久保存追加文書と、昭和10(1935)年から同20(1945)年までの「台湾総督府公文類纂」永久保存文書、明治28(1895)年から昭和20(1945)年までの一五年保存文書、旧県文書、高等官・判任官・判任官以下の進退原義文書、臨時台湾土地調査局文書の年度別巻数および簿冊数を纏めたものであ

表4 台湾總督府文書

文書名	文書種類	巻数	冊数
公文類纂永久保存追加	大正2年	第1巻	1
公文類纂永久保存追加	大正9年	第2巻	1
公文類纂永久保存追加	大正11年	第3巻	1
公文類纂永久保存追加	大正13年	第4巻	1
公文類纂永久保存追加	昭和2年	第5巻	1
公文類纂永久保存追加	昭和3年	第6巻	1
公文類纂永久保存追加	昭和4年	第7巻～第8巻	2
公文類纂永久保存追加	昭和5年	第9巻	1
公文類纂永久保存追加	昭和8年	第1巻～第1巻	2
公文類纂永久保存	昭和10年	第1巻～第15巻	4
公文類纂永久保存	昭和11年	第1巻～第18巻	217
公文類纂永久保存	昭和12年	第1巻～第18巻	222
公文類纂永久保存	昭和13年	第1巻～第18巻	267
公文類纂永久保存	昭和14年	第1巻～第16巻	363
公文類纂永久保存	昭和15年	第1巻～第21巻	249
公文類纂永久保存	昭和16年	第1巻～第17巻	257
公文類纂永久保存	昭和17年	第1巻～第19巻	387
公文類纂永久保存	昭和18年	第1巻～第14巻	230
公文類纂永久保存	昭和19年	第1巻～第7巻	159
公文類纂永久保存	昭和20年	第1巻～第9巻	29
十五年保存	明治28年	第1巻～第12巻	12
十五年保存	明治29年	第1巻～第16巻	16
十五年保存追加	明治29年	第1巻	1
十五年保存	明治30年	第1巻～第21巻	24
十五年保存追加	明治30年	第1巻～第4巻	4
十五年保存	明治31年	第1巻～第27巻	28
十五年保存追加	明治31年	第1巻～第7巻	7
十五年保存	明治32年	第1巻～第17巻	17
十五年保存追加	明治32年	第1巻～第11巻	11
十五年保存	明治33年	第1巻～第15巻	15
十五年保存追加	明治33年	第1巻～第13巻	13
十五年保存	明治34年	第1巻～第32巻	32
十五年保存追加	明治34年	第1巻～第6巻	6
十五年保存	明治35年	第1巻～第34巻	34
十五年保存追加	明治35年	第1巻～第15巻	16
十五年保存	明治36年	第1巻～第59巻	57
十五年保存追加	明治36年	第1巻～第12巻	12
十五年保存	明治37年	第1巻～第41巻	39
十五年保存追加	明治37年	第1巻～第13巻	11
十五年保存	明治38年	第1巻～第28巻	26
十五年保存追加	明治38年	第1巻～第7巻	7
十五年保存特殊	明治38年	第1巻～第9巻	9
十五年保存	明治39年	第1巻～第45巻	45
十五年保存追加	明治39年	第1巻～第17巻	18
十五年保存特殊	明治39年	第1巻～第27巻	27
十五年保存	明治40年	第1巻～第45巻	42
十五年保存追加	明治40年	第1巻～第35巻	38
十五年保存特殊	明治40年	第1巻～第18巻	18
十五年保存	明治41年	第1巻～第69巻	62
十五年保存追加	明治41年	第1巻～第35巻	22
十五年保存特殊	明治41年	第1巻～第4巻	4
十五年保存	明治42年	第1巻～第92巻	92

文書名	文書種類	巻数	冊数
十五年保存追加	明治42年	第1巻～第12巻	12
十五年保存	明治43年	第1巻～第64巻	63
十五年保存追加	明治43年	第1巻～第12巻	14
十五年保存特殊	明治43年	第1巻	1
十五年保存	明治44年	第1巻～第89巻	89
十五年保存追加	明治44年	第1巻～第13巻	13
十五年保存特殊	明治44年	第1巻～第4巻	4
十五年保存	明治45年大正元年	第1巻～第97巻	104
十五年保存追加	明治45年大正元年	第1巻～第24巻	40
十五年保存特殊	明治45年大正元年	第1巻～第2巻	2
十五年保存	大正2年	第1巻～第104巻	105
十五年保存追加	大正2年	第2巻～第34巻	37
十五年保存特殊	大正2年	第1巻～第5巻	5
十五年保存	大正3年	第1巻～第132巻	141
十五年保存追加	大正3年	第5巻～第11巻	8
十五年保存特殊	大正3年	第1巻～第6巻	6
十五年保存	大正4年	第1巻～第115巻	276
十五年保存追加	大正4年	第1巻～第16巻	27
十五年保存特殊	大正4年	第1巻～第4巻	4
十五年保存	大正5年	第1巻～第95巻	183
十五年保存特殊	大正5年	第1巻～第5巻	4
十五年保存追加	大正5年	第3巻～第7巻	7
十五年保存	大正6年	第1巻～第53巻	47
十五年保存追加	大正6年	第1巻～第19巻	64
十五年保存	大正7年	第1巻～第32巻	70
十五年保存追加	大正7年	第1巻～第55巻	89
十五年保存	大正8年	第1巻～第93巻	104
十五年保存追加	大正8年	第1巻～第31巻	36
十五年保存	大正9年	第1巻～第90巻	102
十五年保存追加	大正9年	第1巻～第48巻	48
十五年保存	大正10年	第1巻～第71巻	83
十五年保存追加	大正10年	第1巻～第106巻	100
十五年保存	大正11年	第1巻～第19巻	19
十五年保存追加	大正11年	第1巻～第2巻	2
十五年保存	大正12年	第1巻～第41巻	43
十五年保存追加	大正12年	第1巻～第2巻	3
十五年保存	大正13年	第1巻～第76巻	90
十五年保存追加	大正13年	第1巻	1
十五年保存	大正14年	第1巻～第34巻	37
十五年保存	大正15年昭和元年	第1巻～第14巻	19
十五年保存	昭和元年昭和2年	第1巻	1
十五年保存	昭和2年	第1巻～第11巻	13
十五年保存	昭和3年	第1巻～第12巻	14
十五年保存	昭和4年	第1巻～第4巻	5
十五年保存	昭和5年	第1巻～第8巻	8
十五年保存	昭和6年	第1巻～第3巻	3
十五年保存	昭和7年	第1巻	1
十五年保存	昭和8年	第1巻～第5巻	5
十五年保存	昭和9年	第1巻～第4巻	63
十五年保存	昭和10年	第1巻～第2巻	43
十五年保存	昭和11年	第1巻～第2巻	31
十五年保存	昭和12年	第1巻	25
十五年保存	昭和13年	第1巻～第3巻	19
十五年保存	昭和14年	第1巻	22
十五年保存	昭和15年	第1巻	23

文書名	文書種類	巻数	冊数
十五年保存	昭和16年	第1巻	14
十五年保存	昭和17年	第1巻	10
十五年保存	昭和18年	第1巻	31
十五年保存	昭和19年	第1巻	16
十五年保存	昭和20年	第1巻	11
元台北県永久保存	明治28年～明治34年	第1巻～第170巻	159
元台北県進退永久保存	明治28年～明治34年	総目録～第56巻	57
元台中県永久保存	明治28年～明治34年	第1巻～第120巻	73
元台中県進退永久保存	明治29年～明治34年	第1巻～第21巻	21
元台中県永久進退追加	明治30年	第1巻	1
元台南県永久保存	明治28年～明治34年	第1巻～第120巻	114
元台南県進退永久保存	明治28年～明治34年	第1巻～第47巻	47
元新竹県永久保存	明治29年～明治31年	第1巻～第39巻	35
元新竹県進退永久保存	明治30年～明治31年	第1巻～第6巻	552
元新竹県進退永久追加	明治29年	第1巻	1
元台東県永久保存	明治30年～明治34年	第1巻～第8巻	8
元鳳山県永久保存	明治28年～明治30年	第1巻～第8巻	8
元鳳山県進退永久保存	明治28年～明治31年	第1巻～第13巻	13
元鳳山県進退永久追加	明治30年～明治31年	第1巻	1
元嘉義県永久保存	明治29年～明治31年	第1巻～第24巻	17
元嘉義県進退永久保存	明治30年～明治31年	第1巻～第3巻	3
元嘉義県進退永久保存	明治31年～明治32年	第1巻	1
元台南県公文類纂	明治28年～明治31年	総目録～第205巻	185
元台南県公文類纂	明治28年～明治31年	第1巻～第84巻	17
元台南県公文類纂	明治29年～明治31年	第1巻～第12巻	12
高等官進退原議	昭和2年～昭和16年		71
判任官進退原議	昭和2年～昭和3年		5
判任官以下進退原議	昭和3年～昭和16年		124
臨時台灣土地調査局文書	明治32年～38年庶務課	第1巻～第14巻	14
臨時台灣土地調査局文書	明治32年～37年会計課	第15巻～第20巻	6
臨時台灣土地調査局文書	明治32年～38年監督課	第21巻～第38巻	18
臨時台灣土地調査局文書	明治32年～38年調査課	第39巻～第79巻	41
臨時台灣土地調査局文書	明治33年～38年測量課	第81巻～第99巻	41
臨時台灣土地調査局文書	明治37年 堡図	第100巻～第109巻	10
臨時台灣土地調査局文書	明治32年～37年図根課	第110巻～第115巻	6
臨時台灣土地調査局文書	明治31年 各課	第116巻	1
臨時台灣土地調査局文書	明治33年～37年庶務課	第117巻～第201巻	85
臨時台灣土地調査局文書	明治31年～36年調査課	第201巻～第238巻	37
臨時台灣土地調査局文書	明治35年監督課	第239巻～第240巻	2
臨時台灣土地調査局文書	明治33年～36年測量課	第241巻～第244巻	4
臨時台灣土地調査局文書	明治33年～36年庶務測量課	第245巻	1
臨時台灣土地調査局文書	明治35年～38年出張所等	第246巻～第293巻	49

(出所) 筆者作成。

る。なお、このなかで昭和10（1935）年から同20（1945）年までの「台灣總督府公文類纂」永久保存文書の昭和11（1936）年以降の文書は、実際には簿冊数を指してはいない。これらの文書は、敗戦のために簿冊に綴る時間的余裕がなく、一件書類として紐で括ったものである。つまり、ここでいう冊数は簿冊数を指すのではなく、件数を指していることになる。昭和10年代の文書のなかで簿冊に綴られる前の文書類は、未だ各部署に置かれていた。これらは、中華民国政府に接収された後も書棚等にいれられていたようで、たとえば台湾省政府民政厅第四科に勤務していた劉茂珍氏（南投県中興新村居住）は、後述のように台湾省政府が台北から中興新村

に疎開する際に、台湾総督府の書類を全て焼却したと語っている。劉氏は、この際に廊下に積まれていた書類の山から落ちてきた電報文を偶然に拾って現在も大切に保管している。この電報文は、

九〇五九 トウケウイウビン
 リム 六五七タイホク 五六三 コ五
 トウキヨウト
 タイワンソウトクフシユツテウショ
 オザワカテウ

(ソア) (トナデル) ニカンスルダイ一二ホウマデリヨウショウ」ナイムアンニタイシテハサノテンヲノゾキイギナシ一、(ダーレ) スウラサイシヨウゲン一三ニントスルコト」リユウ、イ」ティインアマリニシヨウスウニスギガイチユウタウトショウスルモカエツテコレヲケイシスルインシヨウヲアフルコト、ロ」(ダーレ) ゴトニガイチガワヨリゾウインヨウキユウノオコルベキコトヒツゼンニシテハンニタエザルベク一オウトブンノアイダアンテイセルテインヲサダメルヨウアルコト、ハ」カクシウ一ニンノテイインニテハ(ハレタナ)ニタイスルネツイヲウシナハシメ(ヨ一ギー) タイリツヲゲツカシトウチジョウヘイガイヲカモスオソレアルコト、ニ」ヨツテジンコウヒリツニヨリタイホクカレンコウ三、シンチク二、タイチウ三、タイナン三、タカオタイトウホウコ二テイドハヒツヨウニシテナイムアンノゴトク五ニンノバアイハゼントウ(ハレタナ)クトイタシタシ」二、ノウゼイシカク一五エントナスハギジエツテキニスグルカンアリムシロ一〇エンノハスウナキスウジトナスコトガカナルベクナイムアンニテハヤガテシカクヒキサゲノモンダイオコルベクカツシヨウソウユウシキソウヲ(ハルフレ) シヤチウニホウヨウスルウエニモ一〇エンヲカトシリヨウス」三、ソショウノ(ギートレーレ) シヨカンニツイテハジツコウコンナンアルベキモナイムダイシンノシキカントクケントモニチヨウセンニオイテシヨウニンスルニオイテハヤムヲエズ テウカン

(通信省電報用紙3にタイプ打ち)

というもので、これを平文に直すと、次のようになろう。

九〇五九東京郵便
 リム 六五七台北 五六三 コ五
 東京都・台灣總督府出張所 小沢課長

(ソア) (トナデル) に関する第12報迄了承、内務案に対しては左の点を除き異議なし、(ダーレ) 数を最少限13人とすること、理由(イ)定員余りに少数に過ぎ外地優待と称するも却ってこれを軽視する印象を与ふること、(ロ)(ダーレ)毎に外地側より増員要求の起こるべきこと必然にして煩に耐えざる可く一応当分の間安定せる定員を定むる様あること、(ハ)各州1人の定員にては(ハレタナ)に対する熱意を失はしめ(ヨーギー)対立を激化し統治上弊害を醸す恐れあること、(ニ)因って人口比率に依り台北・花蓮港3、新竹2、台中3、台南3、高雄・台東・澎湖2程度は必要にして内務案の如く5人の場合は全島1(ハレタナ)区と致したし、(二)納税資格を15円となすは技術的にすぐる観あり寧ろ10円の端数なき数字となす事ガカ成るべく内務案にてはやがて資格引き下げの問題起こるべく且つ少壯有識層(ハルフル)シヤチウに抱擁する上にも10円を可と思料す、(三)訴訟の(ギートレーレ)所管に付いては実行困難ある可きも内務大臣の指揮監督権と共に

に朝鮮に於いて承認するに於いては已を得ず
長官

この電報文には、昭和19(1944)年12月16日東京の消印があることから、小磯国昭内閣がアジア太平洋戦争末期に行った植民地住民の参政権問題に関するものであることが分る。実際には、実施に至らなかったこの参政権問題は、昭和19(1944)年12月26日に公布された勅令第671号により設置された「(朝鮮人・台湾人)政治処遇調査会」において議論されることになっており、12月29日に第1回総会が開かれていた。植民地住民の参政権は、第86帝国議会で可決され、昭和20(1945)年4月1日の法律第34号「衆議院選挙法改正」として布告されている。その結果、台湾では議席数5議席、台北・花蓮港、新竹、台中、台南、高雄・台東・澎湖の各選挙区で定員1名となった。この電報文は、斎藤樹総務長官が台湾総督府東京出張所の小沢太郎総督府文書課長に送った、内務省案に対する総督府の見解を伝える命令電報であるが、ここで台湾総督府は議員定数と選挙資格について内務省案に強い反対意思を表明していた。斎藤長官は、政治処遇調査会の幹事になって同会の会議に出席する小沢課長に、議席定数を人口比で13人とし、内務省案の如く5人を定数とした場合は選挙区は全島一区とし、選挙資格を納税額10円に引き下げる求めをていた。しかし、実施された選挙法ではかかる台湾総督府の要求は全く受け入れられることはなかった。電報文中、傍線を付した2カ所は判読できなかったもので、括弧内は暗号であろう。この暗号のなかで、「ダーレ」は「議席」、「ハレタナ」は「選挙」を指しているのではなかろうか。

該文書を台湾省政府民政厅第一科の庁舎の廊下で拾った劉氏の証言を再現すると、「確かですね、台北、当時の省政府は台北におったんですね、台北からこの中興新村へ疎開する時、そんな時は疎開といわず疎散ですね。疎散するときにですね、みんな整理するですよ。……で、その台湾省政府が整理をした後ですね、やっぱり今まで台湾総督府にあったものを、書類をみんなゴミみたいにね、みんなそこへ持つて来るんですね。で、今度は台中へ来る時にね、要らない物をみんな焼いてしまうんですね。焼いてしまうんですよ」⁽¹³⁾と語ってくれた。このことから、台湾総督府において文書課に回されない、継続案件や担当部局で保管されていた書類は、中華民国に接収された後も整理されずに各部局に残されたままの状態で置かれ、最終的には台湾省政府の疎開の際に焼却等の廃棄処分にされたものと推測することができよう。敗戦という極限状況のなかで、占領軍や接収軍が来る前に、軍関係書類や戦時・平時関係行政書類の焼却はもとより、軍籍にあったことさえ隠蔽するために個人の持ち物までを含めた多くの書類を焼却等した。その後、このような台湾省政府の疎開の際の廃棄処分によって、大半の文書がなくなつたのではないかと思われる。

この他に、1956年5月に省文献会が引き渡しを受けた「台湾総督府専売局文書」が1万2508冊あり、また別稿で触れる、58年6月に移管された「台湾拓殖株式会社文書」2871冊があるが、近年も新たな文書が省文献会に移されていることから、確定した数を出すことは困難である。

省文献会は、1978年から6年間をかけて「台湾総督府公文類纂」を含む1万3769冊の文書をマイクロフィルムに撮影しており、閲覧者にはこのフィルムを提供している。しかし、このフ

イルムは、撮影技術の未熟さと文書の取扱の不充分さから、極めて不完全なもので、利用価値は決して高いとはいえない。また、93年からの15年計画で文書のデータベース化を図っており、「台湾拓殖株式会社文書」はすでに完成し、光ディスクと写本2部が作成されている。一方、「台湾総督府公文類纂」は96年度において2000冊分がデータベース化されているが、設計ミスによるためか作動しない。だが、ここで問題になるのは、データベース化の過程における作業上の文書の取扱である。大破した文書は別としても、かなり状態のよい文書でも紙の劣化と張り付き等の問題があり、綴糸を切って一枚一枚入力する作業工程で生じる文書の破損をいかに防ぐかといったことが課題となる。さらに、簿冊の状態をいったん崩してバラバラになったまま未綴じの状態になっているため、綴りの順序を入れ違えているという異常な事態が生じており、さらには原文書そのものが散逸してしまう危険すらある。いずれにせよ、将来の保存のための作業ではあるが、それを行うための補助工程を作業手順に加えておくことが、緊急の課題であろう。

おわりに——研究の現状と課題

台湾総督府関係史料の現状と課題について簡単に記したが、ここでまとめとして台湾総督府関係史料の現状を踏まえて台湾植民地研究と日本近代史研究の問題について述べておきたい。

戦後の台湾植民地史研究は、他の植民地地域の研究に比べて立ち遅れがめだっているが、なかでも台湾統治政策史の研究は台湾の植民地経済史や民族運動史の研究に比べてもさらに大幅に遅れている。その理由は、植民地研究全般にいえることではあるが研究の視点と基礎史料の不足にあった。

前者は、金子文夫氏の指摘⁽¹⁴⁾にあるように、研究環境の急速な変化と戦後日本の経済発展に深くかかわっていた。戦前は植民地を支配していたことから、植民地統治政策の問題や植民地経済の問題はまさしく切実で現実的な課題であったため、おびただしい研究成果や調査資料が蓄積されていった。戦中は、南方地域への占領地拡大に伴い、占領地の統治政策や経済政策を遂行するための植民地支配の経験が求められ、より膨大な研究や調査が行われた。しかし、アジア太平洋戦争の敗戦とともに植民地も喪失し、旧植民地や占領地域からの引揚者を受け入れるなかで、植民地支配の歴史が戦後日本の再建の負の財産と認識され、かつ戦後復興の重荷とされていくなかで、旧植民地地域への関心が急速に失われていく。こうした戦後一時期の空白が埋められるようになるのは、戦後復興をとげて新たに経済大国として復活した日本が、かつて植民地支配した地域や戦中に軍事占領していたアジア地域への経済進出をとげ、そこにおける反日運動に遭遇した1960年代後半から70年代末に、帝国主義史的視点からの研究による植民地研究がなされるようになってからであった。浅田喬二氏の『日本帝国主義と旧植民地地主制』や『日本帝国主義下の民族革命運動』⁽¹⁵⁾や小林英夫氏の『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』⁽¹⁶⁾や、戴國輝氏を中心とした台湾近現代史研究会の発足がそれを象徴したものといえよう。だが、この時期の研究は帝国主義史的視点が主流を占めていることと、史料的限界とが重なり、統治政策的研究はほとんどなされないままの状況が続いた。80年以降になると、韓国・台湾や東南ア

ジア諸国の急速な経済発展が進み、かつ入手が困難な統治政策に関する史資料に比べ経済関係資料が比較的入手が容易であったこともあり、研究者の関心は開発論的視点からの研究に向かうようになる。これは、日本だけの現象ではない。近年台湾の研究者にみられるように、日本統治時代における台湾の近代化の到達段階を客観的・数量的に把握して、戦後の急速な社会・経済発展の原因を解明しようとする研究が、積極的になされていることとも関係しているよう。

一方、戦後50年を経るなかで、戦後50年を形成するための戦前の50年、つまり日清戦争から100年の歴史を、東アジア世界の歴史として捉えてそこでの歴史変動として解明しようとする国際地域史的視点が生まれてきた。東アジア世界を構成する一国としての日本をみると、そこには「大日本帝国」としての日本と「日本国」としての日本とがあり、前者は強大な軍事力を背景に政治的・経済的・文化的に東アジア諸国や地域にかかわり、後者は巨大化した経済力を背景に東アジア諸国や地域に深くかかわるという、二つの異なる性格を持った「日本」と、二つの異なる時代に共通して存在している「日本」とがある。東アジア世界の安定と発展、混乱と破壊に深くかかわる「日本」の存在がこの100年の特徴といえよう。その前半50年の歴史が、日本による台湾・朝鮮等への植民地支配の歴史であった。

この前半50年史の契機となったのが日清戦争であったが、この日清戦争の歴史的意義を国民国家の形成⁽¹⁷⁾と捉える新しい考えが提唱されてきているなかで、内地延長主義をもとに主権領域を膨張させて植民地地域を構成体として形成されてきた「大日本帝国」による植民地統治政策史研究の必要性は、急速に高まっている。日清戦争史研究の新しい視点と東アジア世界という巨視的な国際地域史的視点により、植民地史研究は新しい段階をむかえているといえよう。

かかる新しい視点からの研究は、従来の通説への批判を伴っていることはいうまでもない。独自に経済や社会を発展させてきた韓国や台湾の研究者のなかから生れてきた新しい視点からの研究が進んでいる。たとえば、姜昌一氏は日清戦争が朝鮮の下からの近代化の動きを潰し、その後の朝鮮を主体とした近代化の可能性を消し去ったとして日本の朝鮮侵略と植民地支配を批判する⁽¹⁸⁾。また、吳密察氏は、それまでの中国中心主義的歴史観を否定する一方、日本の台湾割与合法論をもとに戦争に関係していなかった台湾を、戦争終結のために下関条約によって中国政府が日本に売り渡したとし、これを前提として日本の台湾植民地支配の実態を解明すべきであると主張する⁽¹⁹⁾。もちろん、合法と正当とは異なることから、吳氏の主張が日本の侵略や異民族支配・植民地支配を正当化するものではないことはいうまでもない。

こうした新しい研究が進展していくなかで、大幅な立ち遅れをみせているのが、日本近代史研究者の取り組みであろう。「大日本帝国」は、「国民国家」を形成しながら中国を中心核とする同一文化圏にある近隣諸国や地域を、自国の支配領域に組み込む形で植民地化する対外膨張をとげながら発展していった。この「大変特異な膨張政策」⁽²⁰⁾をとったが故に、「大日本帝国」は植民地支配を続ければ続けるほど、植民地統治そのものの矛盾を増大させ、同時に植民地を支配することによってかえって自國に内部矛盾を抱えていく。1944～45年の衆議院選挙法改正問題は、これを端的に表している。北海道では、二級町村制により住民の公民権が付与されていなかった段階で、植民地住民への衆議院選挙権付与は国内政治の矛盾を肥大化させるものであった。

日本の特異な植民地支配は、欧米一般の植民地支配とは異なり、まさしく外地統治にあったといえよう。「大日本帝国」は内地と外地との二重構造によって構成されていたが、その構造も単純ではなかった。北海道や沖縄は、帝国憲法の効力の及ぶ範囲として内地や本土と同等のものとされてきたものの、実際に行われた統治政策は差別的であり、明治政府が徳川幕府から引き継いだ地域（延喜式に記載されていた各州各島）とは、明らかに異なるものであった。それが露呈したのが、アジア太平洋戦争末期の沖縄であり、戦後の沖縄である。本土防衛の防波堤として戦われた沖縄戦は、沖縄が「本土」とは異域であったことを示し、戦後の沖縄問題は「本土」を守るための「本土」の外の領土での問題との認識が前提になっていた。つまり、「大日本帝国」も「日本国」も、内地と外地、それに内地と外地の複合的二重構造によって構成されているといえよう。

純然たる外地たる台湾や朝鮮は日本的な特異な植民地であったことから、そこでの統治政策は常に内地およびその複合地域との問題として跳ね返ってくる。だが、いかに外地とはいえる日本の領土の延長として膨張化のなかで吸収された国家の構成地域であったことから、そこで歴史過程はその核となる「内地」、「本土」と歴史的体験を共有させられることになる。それは、統治政策がこの核に跳ね返ってくるということ以上に、大きな問題であった。「日本人」の名の下に、日露戦争から出征兵士を送りださせられた沖縄人や、アジア太平洋戦争で徴用され志願させられて戦場に駆り出されていった漢族系台湾人や台湾原住民や朝鮮人は、核たる日本人と同じ歴史を体験させられたのである。この、跳ね返りと歴史体験の共有こそ、台湾や朝鮮の植民地史が単なる台湾史や朝鮮史だけでなく日本史であることの証左であろう。統治政策史の研究と同時に、日本史研究者がいかにかかる植民地史を日本史のなかで位置づけ、その歴史的意味と責任を問していくのかが課題となろう。

もちろん、これを進めていくためには、どうしても乗り越えなければならない具体的な二つの問題がある。これは、統治政策史研究が遅れた原因の一つでもあるが、研究に不可欠な基礎史料が提供されていないという現実があったためである。第1は、偏狭で排他的な民族主義による史料の非公開という史料所蔵者側の問題であり、第2は、セクショナリズム的排他主義と独善的な官僚主義と無能な官僚による史料隠しの問題である。第1の点は、研究者間の対等な国際的共同研究態勢と相互協同的関係による史料公開にむけた行動が求められ、第2の点は、我が国において未公開・未発見となっている公文書等に対して、日本人研究者、とりわけ日本史研究者が組織的に史料の所在調査を行い公開を求めていくことと、特定の事項や対象に対するタブー化をなくしていく努力が必要となろう。台湾統治関係史料についてみると、内務省や大蔵省をはじめとした各省の関係史料の所在調査とその公開ということになろう。旧植民地諸国の現況を後進的と批判する日本人研究者をよくみかけるが、史料公開に関しては実は我が国の方が、たとえば台湾より遅れているという現実を見据えなければならない。

かかる史料的な問題を抱えるなかでも、日本近代史研究の立ち遅れは研究者そのものの意識の問題といわざるをえない。なかでも、統治政策史の研究の遅れは、日本近代史のなかでの植民地支配の歴史的位置づけが明確にされていないこととかかわっているが、外地統治が内政に跳ね返っていくという、国家構成体としての問題と歴史の共有性の問題を再認識しなければな

らない。それは、同時に帝国主義史的視点はもとより、民族運動史的視点からだけでは、日本の植民地支配の実態を解明することはできないことともかかわっている。この問題は、戦後復興してから急速な経済成長を遂げて再び東アジアや東南アジアに膨張発展している現代の日本が抱えている問題と関係していることから、極めて現代的な課題であるともいえる。

豊田国夫の研究⁽²¹⁾で明らかにされているように、台湾における国語教育（日本語教育）が、かえって文語体と口語体の問題や標準語問題といった、日本語教育はもとより日本語そのものにも大きな影響を及ぼしていったことは、あまりにも顕著な事例といえよう。こうした、植民地からの影響は文化の側面だけのものではない。前述した植民地住民の参政権問題は、アジア太平洋戦争の完遂と大東亜共栄圏堅持との関係から、植民地統治政策を旧来の支配の論理から新しい支配の論理へ転換させざるを得なくなった結果として、生じたのであって、決して植民地住民の自治権拡大を積極的に受け入れたからではなかった。アジア太平洋戦争による占領地の拡大は、南進政策を推進するための基地としての台湾の地位を高めただけではなく、同時に占領地の支配政策が旧来の植民地支配政策を転換させる契機ともなったのである。

これは、植民地を支配することによってそれが植民地本国の政治に影響を及ぼすという、相互作用の問題と同じ意味を持っていよう。たとえば、武官総督制を以て台湾支配を行っていた乃木希典総督時代に、この武官総督制の弊害が国内の政局を混乱させ、当時の内閣であった松方正義内閣崩壊の原因をつくり出していったことにみられる。これは、台湾総督府条例の改正（台湾総督府官制制定）をめぐり、松方内閣と明治天皇の軋轢として起こった事件であるが、武官総督が台湾総督として絶対条件ではないとした天皇は、松方首相に文官総督制の導入を求めて、容易に台湾総督府官制案を裁可しなかった。天皇の意を受けた松方首相は、一旦閣議決定した台湾総督府官制案を白紙に戻し、文官総督制を導入した官制案の承認を求めて閣議を開催するが、すでに閣内の主導性を失墜していた松方に軍が同調せず、さらにいかに天皇の意思であったとしても既得権の放棄を望まない軍があくまで反対して閣議は空転してしまう。こうしたなかで、事態の打開を果たすことができなくなった松方は、内閣を総辞職せんとする。松方をここまで追い詰めた天皇は、結局、事態打開のために文官総督制の導入を断念し、松方を慰留して混乱を終息させることになるが、日清戦争の戦勝によって政治的・社会的地位を高め跋扈する軍の横暴を、天皇すら抑えることはできなかった⁽²²⁾。

この事例は、台湾問題が直接内政問題になっていたことを示している。この事件を、「台湾総督府関係文書」からみると次のようになる。「台湾総督府官制」については、次の二つの文書がある。その一つは、「台湾総督府公文類纂」に収められている台湾総督府の文書⁽²³⁾であり、二つめは「公文類聚」に収められている内閣文書⁽²⁴⁾である。前者は、明治30（1897）年7月20日に決定された「官制改正稟議案」と題した、台湾総督府官制・台湾総督府職員官等俸給令・台湾総督府臨時土木部官制・台湾総督府臨時土木部長及事務官々等俸給令改正に関する拓殖務大臣宛台湾総督の稟議書で、そこに問題の台湾総督府官制案が含まれている。この台湾総督府官制案は、台湾総督府に民政と軍務の2局を置いていたのを「民政ニ付テハ地方官官制ノ改正ニ依リ從来民政局ニ於テ取扱ヒタル行政事務モ之ヲ地方庁ニ移シ総督府ハ單ニ一般行政ノ計画ト監督トニ当ルノ目的ナルヲ以テ特ニ一局ヲ置クノ必要ヲ認メス」（台湾総督府官制制定理由書）とし

て、民政局の廃止と総督を補佐する事務官長の設置を根幹としたもので、いわば民政局長の権限を地方長官に分散させ総督の権限を強化させることを意図していた。これは、直接には水野遵民政局長の責任問題とかかわった民政局長の権限削減による改革を指しており、背景としては総督府の腐敗堕落による混乱の収束を狙ったものであった。

該文書のなかに、次の文書が綴られている。「台湾総督府官制外勅令按二件別番ノ通閣議ヲ經候ニ付為御心得此段及御通知候也」⁽²⁵⁾である。これは、7月26日に在京していた曾根静夫民政局長から在台の総督代理であった軍務局長立見尚文陸軍少将宛てた通知書であるが、ここから7月26日の閣議で台湾総督府官制案が閣議決定されていたことが分る。ところが、後者にあたる「公文類聚」に収められている閣議書は、10月13日に閣議決定され天皇の裁可を経て勅令第362号として公布された旨が記載されてはいるが、そこには閣議提出の日付すら記載されていない。このことは、7月26日に決定して松方首相から天皇に上奏されたものの、天皇の裁可を得られず差し戻されたことから、再度閣議案が立案され、再議されたことを示している。しかし、そこには最初に決定した官制案が綴られていない。

以上のことから、次のことがいえるであろう。台湾総督府官制の制定をめぐる天皇と松方内閣との軋轢を研究する日本史研究者は、通例この閣議書を解読してその問題点を解明しようとする。だが、この閣議書には該文書以外の文書が綴られていないことや、それにかかる記録が記載されていないことから、閣議文書からはそれ以上の理由を見いだすことができない。一方、台湾史研究者においても同様で、綴られている文書には10月13日に閣議決定されたことを示す文書も記載もないことから、閣議決定を記した7月26日の文書を唯一の手掛かりにするしかない。つまり、台湾統治政策を研究するためには日本側の公文書類と台湾総督府の公文書類とを合わせて検討しなければならないということになろう。

それは、台湾統治研究における日台双方の研究者による共同研究の態勢が不可欠であることを示している。その第1が研究の蓄積であり、第2が史料発掘と公開の問題である。第1については、日台両国研究者の研究の蓄積と研究交流をより推進することであるが、なかでも日本近代史研究における研究蓄積は最初に乗り越えなければならない問題といえよう。日本近代史研究において台湾植民地統治についての研究が不充分であるということを踏まえた研究姿勢とそれへの積極的な関わり、台湾植民地支配がもたらした日本への影響という視点の再確認がなされない限り、相互の研究協力は大きな進展をみせることはないとある。支配者的論理では、いかに被支配者に影響を及ぼしたのかという上からの論理に陥りやすい。それは、別の形をした植民地意識ではなかろうか。戦後の日本の歴史学界が陥った、無意識的な大国主義と植民地主義、それは善悪論のなかで当然視されてきた論理であった。異民族を支配し、植民地を統治し、異国を侵略し併合したことが、日本にとっても支配された側や侵略された側にとっても、いったい何をもたらしたのかを対等の立場で考える視点がない限り、そこで結論は単なる善悪論の限界を越えることはない。たとえば、対外侵略戦争や植民地支配をしたことによって、日本人は何を失い何を犠牲にしていったのかといった視点が、侵略を受けた側や植民地支配された側への視点と同等に論じられなければ、相互の理解を得ることはできないのではないか。

〔注〕

- (1) 台湾總督府民政局『台湾總督府事務成績提要』第1編, 1896年, 例言。
- (2) 同上書, 第5編, 1902年, 凡例。
- (3) 同上書, 第4編, 1901年, 児玉源太郎台湾總督宛後藤新平民政長官上陳書。
- (4) 外務省法制局法規課『日本統治下の台湾(「外地法制史」第3部の3)』1964年, 177ページ。
- (5) 『官報』第3183号, 昭和12年8月12日, 357ページ。
- (6) 『官報』第3371号, 昭和13年4月1日, 35ページ。
- (7) 檜山幸夫「台湾總督府の刷新と統治政策の転換」(中京大学社会科学研究所台湾總督府文書目録編纂委員会『台湾總督府文書目録』第3巻, ゆまに書房, 1996年, 所収) 参照。
- (8) 台湾總督府警務局『台湾總督府警察沿革誌』第1編, 1933年, 台湾總督府警務局長友部泉蔵序文。
- (9) 台湾總督府警察本署『理蕃誌稿』第1編, 1911年, 旧序。
- (10) 「卷頭言 伊沢総督の地方巡視」(『台湾時報』第73号, 大正13年11/12月号) 1ページ。
- (11) 「復活に決した『台湾府史』の編纂」(『台湾日日新報』第10423号, 昭和4年4月26日) 7ページ。
- (12) 檜山幸夫「台湾史料綱文解説」(中京大学社会科学研究所台湾史料研究会編纂校訂『台湾史料綱文』下巻, 成文堂, 1989年) 参照。
- (13) 劉茂珍氏の自宅を訪問して1995年8月17日に行った聞き取り調査により収録。劉茂珍氏は、大正14(1925)年3月3日父劉水運, 母林氏摘の五男七女の三男として旧台中州竹山郡竹山街箒子林101番地・現在の南投県竹山鎮延山里39で生まれ, 東埔蚋公学校から竹山公学校高等科に進み, 京都市左京区にあった両洋中学校に入学したが1年で帰台して淡水中学校2年に編入。日本名は中山浩正。改姓名は昭和19(1944)年頃, 2番目の兄劉茂本が甲種幹部候補生となったため, 姓は父親が, 名前は自分で決めた。徴兵検査で甲種合格し昭和20(1945)年2月1日蓬一九七〇三部隊(大分の第四七聯隊が鳳山に移駐して第七部隊と称した, その後に編成された第五〇師団第三〇三聯隊に所属した)の伊藤中隊に入隊, 初年兵教育を終えて恒春に配属され海岸警備の任に就き, 昭和20(1945)年5月頃米軍の上陸に備えるために山岳地帯に入って陣地構築を行っていたが, 終戦により9月1日郷里の竹山に復員した。台湾が中華民国に接収された後, 台灣省行政幹部訓練団の募集に応募し民国35(1946)年3月1日に入団し, 同年6月に花蓮港县政府民政科社会股に配属された。翌36(1947)年12月1日に台東県に転勤し農業経済科の股長の李登輝現台灣總統(日本名岩里正夫)の配下となり農会の改組に尽力し, その後民政厅第四科に移り, 1979年4月1日に退官した。1947年に林月珠と結婚し, 三男一女をもうけた。
- (14) 金子文夫「戦後日本植民地研究史」(『岩波講座 近代日本と植民地 4』岩波書店, 1993年)。
- (15) 浅田喬二『日本帝国主義と旧植民地地主制』御茶の水書房, 1968年/同『日本帝国主義下の民族革命運動』未来社, 1973年。
- (16) 小林英夫『「大東亜共栄圏」の形成と崩壊』御茶の水書房, 1975年。
- (17) 宮地正人「日本の国民国家の確立と日清戦争」(比較史・比較歴史教育研究会編『黒船と日清戦争』未来社, 1996年)。
- (18) 姜昌一「東洋農民軍の日清戦争への対応」(『日清戦争と東アジア世界の変容』「日清戦争と東アジア世界の変容」国際シンポジウム実行委員会, 1995年)。
- (19) 吳密察「日清戦争と台湾」(『日清戦争と東アジア世界の変容』「日清戦争と東アジア世界の変容」国際シンポジウム実行委員会, 1995年)。
- (20) 大江志乃夫「第1巻まえがき」(『岩波講座 近代日本と植民地 1』岩波書店, 1992年)。
- (21) 豊田国夫『民族と言語の問題』錦正社, 1964年/同『言語政策の研究』錦正社, 1968年, 参照。

- (22) 檜山幸夫「台灣統治の機構改革と官紀振肅問題」(『台灣總督府文書目録』第2巻) 参照。
- (23) 「明治三十年台灣總督府公文類纂 第二卷」(122-97-A-2-1-1-0-2) の「一三 台灣總督府官制、台灣總督府職員官等俸給令,台灣總督府臨時土木部官制及台灣總督府臨時土木部長及事務官官等俸給令改正」(省文献会所蔵)。なお, 詳細は檜山「台灣統治の機構改革と官紀振肅問題」参照。
- (24) 「公文類聚」第21編, 明治30年, 卷7・3, 国立公文書館所蔵。
- (25) 台灣總督代理軍務局長立見尚文宛明治三〇年七月二六日付民政局長曾根静夫通知書(「明治三十年台灣總督府公文類纂 第二卷」<122-97-A-2-1-1-0-2>) 参照。